

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

異

三重県内全市町共通様式

提出先の市町名を記載してください。新規の場合は○をつけてください。宛先を訂正して、

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
特別徴収義務者指定番号	
宛名番号	
担当者	係
	氏名
	電話

給与所得者	平成 年 月 日 (宛先) 鳥羽市長	給与(特別徴収義務者)支払者	名称(氏名)	〒 - (印)													
	所在地(住所)		〒 -														
	個人番号又は法人番号																
	フリガナ											異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時までの給与支払額		
	氏名	(旧姓)										(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 ※2 (a・b・c)	1. 特別徴収継続 → ②を記入 2. 一括徴収 → ①を記入 ※1 3. 普通徴収(個人納付) 後日、市町より本人あてに納付書を送付します

① 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合等は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収額	
			徴収予定額	合計(上記(ウ))と同額
1. 異動が平成 年12月31日までで、本人から申出があったため ( 月 日 申出)	●	.	円	円
2. 異動が平成 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため		一括徴収した税額は、 □ 月分 (□ 月 □ 日納期限分) で納入します。		

市町記入欄

② 給与所得者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

上記の者に係る 月割額 円を □ 月分から徴収 することで連絡済です。	新給与支払者 (新特別徴収義務者)	名(氏名)	フリガナ	特別徴収義務者指定番号
		【担当者】係	氏名	電話
		所在地	〒 -	

※1 地方税法第321条の5第2項の規定により退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、原則、未徴収税額の一括徴収が義務づけられています。  
 ※2 a. 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている b. 給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある c. 事業専従者のみ (全従業員が事業専従者のみの場合に限る)